

## 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 山下の家具長岡店

所在地 長岡市喜多町字鑑潟391-1

設置者 株式会社山下家具店

### 2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による変更（開店時刻及び閉店時刻の変更及びその他の変更）に関する届出

公告日 平成25年12月7日

### 3 意見の概要

#### (1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

#### (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

### 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

### 5 縦覧期間

平成25年4月16日から平成25年5月16日まで